

資料 2

合志市 ケアプラン点検結果報告

(株) くまもと健康支援研究所

ケアプラン点検



ケアプラン点検の目的

介護を必要とする高齢者の尊厳ある**自立支援**を目的として、アセスメントによる**的確なニーズの把握**、**明確な目標設定**に基づいた適切なケアプラン作成など、**ケアマネジメントの手順**が確実に行われているかを確認し、その**質の向上**を図ること。

◆ケアプラン点検は介護給付費適正化事業の1つです。

ケアプラン点検における給付適正化について（介護保険法第115条の45第3項第1号）

- ・介護保険の給付適正化とは、介護が必要になった高齢者が適正に要介護（要支援）認定され、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者がルールに従って適正に提供するよう促すことです。
- ・介護給付適正化事業は、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築のために実施されるもので、ケアプラン点検は、そのうちの1つです。

書類点検・面談からみえたこと



アセスメントとは

「適切な方法により、利用者が抱える問題点を明らかにして、解決すべき課題を把握する」

—厚生労働省令38号第13条—

大切なのは、支援が必要な状況を明らかにするだけでなく、**利用者及び家族が持つ力の強さ、可能性に着目する視点**を持ったアセスメントができることである。

アセスメント力を向上させることが、より質の高いケアマネジメントへとつながることを常に意識しながら、取り組んでいくことが大切。

—「ケアプラン点検支援マニュアル」（厚生労働省）より—

アセスメントに関する変化と気づき

1. 適切なタイミングでアセスメントを実施
2. 複数回行い、不足する情報を収集・追記して記録
3. 支援が必要な状況・状態を記載

1. 利用者に対する支援状況を中心に記載
原因の分析やサービス利用の必要性は十分に示すことができたか？

事例 1

1. 利用者に対する支援状況を中心に記載
原因の分析やサービス利用の必要性は十分に示すことができたか？



【よく見る記載内容】
「転倒リスクが高く、杖・歩行器を使用」

事例 2

1. 利用者に対する支援状況を中心に記載
原因の分析やサービス利用の必要性は十分に示すことができたか？



【よく見る記載内容】
「週3回デイ利用時に入浴。本人は手の届く範囲を洗い、届かない箇所は職員が支援」

事例 3

1. 利用者に対する支援状況を中心に記載
原因の分析やサービス利用の必要性は十分に示すことができたか？



【よく見る記載内容】
「掃除は一部介助/家族支援」

事例 4

1. 利用者に対する支援状況を中心に記載
原因の分析やサービス利用の必要性は十分に示すことができたか？



【よく見る記載内容】
「洗濯は一部介助/家族支援」

第5表

本表は、モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

－「居宅サービス計画書標準様式及び記載要領」より－

居宅介護支援経過は、介護支援専門員が専門職として残す記録。介護支援専門員として利用者・家族、各種サービス担当者、関係機関との専門的なかわりを通じて把握したこと、判断したこと、調整が難航して持ち越したことなどわかりやすく記載する。

第5表に関する変化と気づき

1. ケアプラン変更の必要性、対応等を細かく記載
2. 担当者としての判断を記載

1. 長期目標を含めた評価

「生活と心身の状態」は常に流動的 「意向」や「価値観」が変わる

2. 記録の抜けに注意

サービス事業所間でのトラブル発生事例も

暫定プランの原則

【暫定プランを巡る誤解】

「決定後に本プランを1枚作れば良い？」

認定結果待ちの間に本プランのみを作成し、遡って適用させる運用。

【制度原則】

1. 給付の前提条件

介護保険給付は「あらかじめ作成された計画」に対して行われます。事後作成は制度上認められません。

2. 未作成時の重大リスク

計画の無いサービス利用と見なされ、全額自己負担や給付実績の返還請求リスクをはらむ

暫定プランの原則

2. 暫定プラン作成

見込みの要介護度で「暫定」第1～3表を作成（必要最小限でOK）。

4. 本プランへの移行

認定交付後、結果と差分があれば調整し「正式な本プラン」を作成。

1. 申請・アセスメント

新規・区分変更申請と同時に簡略化したアセスメントを実施。

3. 担当者会議・同意交付

サービス開始前に担当者会議を実施し、本人へ説明・同意・交付。

私たちは、点検を通じて皆様のケアマネジメントの質の向上をサポートするパートナーです。

第三者の目線から「伝わる記録」「守れる手順」になっているかを確認し、皆様が安心して業務に取り組めるようお手伝いいたします。



【日頃の業務におけるお願い】

点検基準や指導内容の根拠は、常に公式な標準手引きに基づいています。

- ・『介護支援専門員実務研修テキスト』（最新版）
- ・『居宅サービス計画書作成の手引き』

定期的にご参照いただき、日頃のケアマネジメントの振り返りにご活用ください。